

プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務委託仕様書

1 委託業務の名称

プラスチックごみおよび食品ロス削減等普及啓発業務

2 委託業務の目的

本県では、滋賀県廃棄物処理計画に基づき、ごみのさらなる減量や温室効果ガスをはじめとする環境負荷の低減に向けて、事業者、県民団体および市町と連携を図りながら、3Rの推進を図ることとしている。

特に、「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」や「滋賀県食品ロス削減推進計画」に基づき、プラスチックごみや食品ロスの削減取組を一層強化するとともに、県民による実践行動を促進するため、効果的な施策を実施する。

3 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

4 委託業務の内容

(1)しがプラスチックチャレンジプロジェクト普及啓発事業の立案・実施

ア 目的

本県において、プラスチックごみが及ぼす幅広い課題に対応するため、県民に対し、ライフスタイルを見直し、プラスチック代替製品の利用、マイボトルの持参などプラごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を令和5年10月から展開している。

このプロジェクトの中核として、毎月一日を、「しがプラチャレンジの日」とし、プラごみ削減に資する行動をとる特別な日と捉え、日常生活を見つめ直し、ライフスタイルを切り替える機会を設けることで、継続的な取組実施につなげる。

なお、取組に迷う県民に向けて、毎月一日に「プラチャレ通信」を発行しており、「今月のプラチャレ」として、その月に取り組む内容を紹介している。

また、10月を「しがプラチャレンジ推進月間」とし、特に集中的な普及・啓発を実施することで、全県的なムーブメントの創出に資する。

上記目的を踏まえ、下記の内容を基本として、「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」普及啓発事業(以下「普及啓発事業」という。)を立案・実施する。

なお、立案した企画の具体的内容および実施計画について、県と協議の上進めるものとする。

(ア)「しがプラチャレンジの日」の広報および「プラチャレ通信」の作成

内容

毎月一日の「しがプラチャレンジの日」に合わせて、プラスチックごみの3R(発生抑制、再使用、再資源化)やプラスチック代替製品の利活用推進の取組の例示を挙げながら、取組を行う単位で選択して実践してもらうよう、効果的な媒体を活用するなど、行動変容を促す周知・啓発を行うこと。

併せて、プロジェクトロゴマークやキャラクターを活用し、「プラチャレ通信」を作成し、データを提出すること。

「プラチャレ通信」のテーマ「今月のプラチャレ」の内容については、提案を踏まえ、県と協議の上決定する。

周知・啓発にあたっては、作成した「プラチャレ通信」のほか、既存のリーフレットや動画等を活用すること。なお、新たな啓発資材を作成することも可能とする。

【参考 URL】

プロジェクト概要：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/gomizero/shigapura/334835.html>

今月のプラチャレ：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/gomizero/shigapura/334847.html>

実施時期

広報の実施時期は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までの毎月一日およびその周辺の期間とする。

「プラチャレ通信」は7月号から12か月分(7月号～翌年6月号までの分)作成することとし、7月号～翌年3月号までの分については、**前月15日(土日祝の場合はその前営業日)までに作成・納品すること。**(例えば、11月号については、令和8年11月13日(金)までに納品すること)また、翌年4月号～6月号までの分については、令和9年3月15日(月)までに納品すること。

(イ)「しがプラチャレンジ推進月間」における広報

内容

10月の「しがプラチャレンジ推進月間」に合わせて、効果的な媒体を活用するなど、「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を一層認知させ、プラスチックごみ削減の行動変容を促す周知・啓発を行うこと。

【参考 URL】

プロジェクト概要：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/gomizero/shigapura/334835.html>

実施時期

広報の実施時期は、令和8年10月1日から令和8年10月31日までの期間とする。

イ 留意事項

上記は、自由提案とする。提案にあたっては、県民に対して効果的な周知・啓発となる、訴求力のあるものとする。提案採用後は、適時実施し、その実施内容・結果等について委託者へ報告すること。

また、自由提案となることから、係る費用として相当の予算を確保しておくこと。

(2)「環境美化の日」における環境美化運動の周知・広報の実施

ア 目的

本県では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」で「環境美化の日」として定めた7月1日および12月1日を基準日に県下全域を対象とした美化活動を実施することにより、ごみの散乱防止に対する県民の一層の関心と理解を求めている。

このような中、滋賀県を含め瀬田川・淀川を通じて近隣府県民にも利用される貴重な水資源である琵琶湖の重要性を改めて訴え、滋賀県民だけでなく、近隣府県民へも当該美化活動への参加を呼び掛けることで、より広域的な琵琶湖の環境保全に向けた機運醸成を図る。

(ア) 内容

びわ湖を美しくする運動(7月1日を基準日とした環境美化運動)

県民のみならず、近隣府県民に対して、効果的な媒体を活用するなどにより、びわ湖を美しくする運動(県が主催または共催するものに限る。以下同じ。)への参加を促す周知・広報を行うこと。なお、びわ湖を美しくする運動の実施に係る運営は、主催者が行うものとする。

[参考 URL(令和7年度「びわ湖を美しくする運動(おもてなし一斉清掃)」について)]

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/13428.html>

県下一斉清掃(12月1日を基準日とした環境美化運動)

県民のみならず、近隣府県民に対して、効果的な媒体を活用するなどにより、県下一斉清掃運動(県が主催または共催するものに限る。以下同じ。)への参加を促す周知・広報を行うこと。なお、県下一斉清掃運動の実施に係る運営は、主催者が行うものとする。

[参考 URL(令和7年度「県下一斉清掃運動」について)]

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/307669.html>

(イ) 実施時期

委託者と調整の上、上記2回の環境美化運動において、開催日前の概ね1か月間広報を行うこと。

(ウ) 留意事項

広報対象地域についても提案すること。

イ 実施に係る業務

周知・広報の企画提案および実施

その他、目的達成に必要な業務

(3) プラスチックごみ・食品ロス削減等に関する優良取組表彰の開催等

ア 目的

積極的なプラスチックごみおよび食品ロス等のごみ減量の取組に向けて、優れた取組を行っている事業者や団体に対し表彰を行うことで、他者の取組の動機づけを図る。併せて受賞者の取組概要を作成し、取組の周知・拡大を行う。

なお、立案した企画の具体的内容について、県と協議の上進めるものとする。

(ア) 内容

・プラスチックごみ・食品ロス削減等に関する優良取組表彰式を企画提案し、実施すること。

・受賞者の取組概要の作成と広報を行うこと。

受賞者は5者程度、委託者において選定予定。

(イ) 留意事項(実施時期、実施場所等)

上記表彰式の提案にあたっては、プラスチックごみおよび食品ロス削減に係る県民の意識向上に資するとともに、会場の雰囲気等を勘案しつつ表彰式として著しく品格を欠くものとならないよう留意すること。

なお、実施時期および実施場所については、原則として、下記(4)サーキュラーエコノミー促進啓発イベントと同日、同場所(同敷地や同店舗内でも可)で実施すること。

また、受賞者の取組概要のデザイン案について提案すること。

イ 実施に係る業務

表彰式の企画提案、調整および運営

会場との調整、必要な資材の手配および当日の設営・撤去

受付、会場管理、表彰受賞者との調整、その他の開催当日の進行管理

当日の配布資料の作成

表彰受賞者への実施場所までの旅費の支払い(受賞代表者1名分)、贈呈記念品の調達および実施等に必要な費用(記念写真、賞状筆耕等)の支払い

表彰受賞者への謝礼の支払いは不要

受賞者の取組概要の作成、広報の実施

その他、目的達成に必要な業務

[参考 URL]

プラスチックごみ・食品ロス削減等に関する優良取組表彰について:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/gomizero/foodloss/334845.html>

(4) サークュラーエコノミー促進啓発イベントの実施

ア 目的

サーキュラーエコノミーへの転換に向けて、下記の内容を基本としたイベントを実施することを通じて、消費者による環境負荷の低い製品の率先購入を進めるとともに、生活に根付いた持続可能な取組として、循環型の消費行動やライフスタイルへの転換を進めることを目的とする。

サーキュラーエコノミー(循環経済)とは

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を指すもの。

(ア) イベントの内容

スーパーにおいて、環境に配慮した製品づくりを行っている製造者と連携し、特設スペースを設置して、製品に利用されるプラスチック量の削減や食品ロス・ファッションロス削減への工夫など製造者のごみ減量等の取組について、製品の説明やクイズ、簡易なワークショップなどを通じて、直接県民(消費者等)に伝える場を創設する。

製造者の選定は委託者が行う。なお3社程度を想定している。

イベントの開催にあたっては、以下の例を参考に、招致する製造者と調整の上、より高い集客性が見込めるよう工夫して実施すること。

例) ワークショップやクイズ大会の開催 等

ステージや啓発資材を活用し、(1)「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」の普及啓発も併せて実施すること。

(イ) イベントの時期

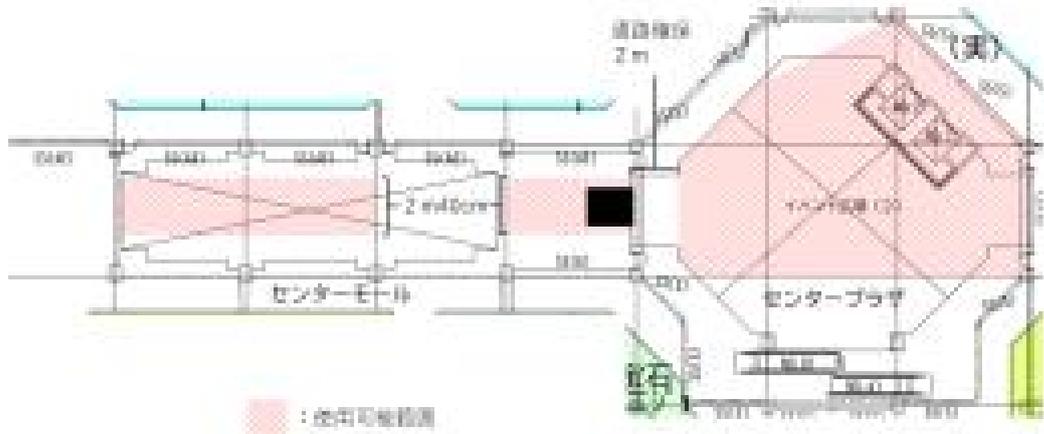
令和8年10月17日(土)

(ウ) 会場について

ビバシティ彦根 センタープラザおよびセンターモール(下記図参照)

(詳細は未定であるため、後日実施する県および施設管理者との打合せに参加すること。)

会場および舞台用デジタルサイネージの使用料は見積に含めないものとする。



イ 実施に係る業務

イベントの企画提案、調整および運営

実施に必要な資材の手配および搬入、会場での設営および撤去(会場や資材等の使用に必要な手続き含む)

イベント開催や安全管理のために必要な人員の確保、当日の進行管理

準備から終了までのスケジュール管理、関係者との連絡調整

当日の配布資料の準備(必要に応じて資料作成)

必要経費の支払い(必要に応じて)

その他、目的達成に必要な業務

ウ 広報

イベントの実施に当たり、様々な媒体で本事業の広報・PRを行い、効果的な情報発信に努めること。

(5) リチウムイオン蓄電池使用製品の啓発チラシの作成

ア 目的

リチウムイオン蓄電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性があり、滋賀県内の廃棄物処理施設でもリチウムイオン蓄電池が原因と思われる火災が発生している。リチウムイオン蓄電池による火災を防ぐため、県民にリチウムイオン蓄電池が使われている製品を周知することで、正しい取扱および処分を促すことを目的とする。

イ 内容

上記目的を達成するチラシをデザインし、そのデータを作成すること。データは、A4サイズの両面(2ページ)を想定している。作成したデータは pdf 形式とイラストレーター形式の両方で納品すること。

ウ 実施に係る業務

啓発チラシのデザイン、データ作成

その他、目的達成に必要な業務

5 実績報告等

- ・県は、受託者に対して、年度途中において委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- ・受託者は、委託業務を完了したときは、以下の成果物を提出することとする。成果物については、書面で提出するほか、それらを記録した電子記録媒体(CD-R等)を併せて提出すること。

項目	納期	備考
1 しがプラスチックチャレンジプロジェクト普及啓発	実施後 30 日以内 別途指定している場合は、それに従うこと。	実施結果報告書および配布資料等 別途指定している場合は、それに従うこと。
2 環境美化運動の周知・広報		
3 プラごみ・食ロス削減等に関する優良取組表彰		
4 サーキュラーエコノミー促進啓発イベント		
5 リチウムイオン蓄電池使用製品の啓発チラシの作成		

- ・すべての業務が完了した後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。

6 実績報告書等の納入場所

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

7 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、連絡調整者を1名以上配置し、連携を密にすること。その他、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県に提出すること。

8 留意事項

(1) 機密保護・個人情報保護

- ・ 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- ・ 本業務の遂行のために循環社会推進課等が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- ・ 発信する情報の適法性・妥当性の確保や個人情報の保護に留意すること。
- ・ 本業務の実施における個人情報等については、取扱いの重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- ・ 本業務に従事する者に対して個人情報保護の指導を行うこと。
- ・ 成果物(本業務の過程で得られた記録等を含む)を本県の許可なく第三者に閲覧複写、貸与または譲渡しないこと。

この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。

(2) 法令等の遵守

事業者は、本業務の遂行に当たっては次にあげる法令等を遵守しなければならない。

- ・ 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
- ・ 滋賀県個人情報保護条例(平成 7 年 3 月 17 日滋賀県条例第 8 号)

9 その他

- ・ 本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの

必要な手続きを行うこと。当該手続に係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

- ・本業務の実施によって得られた写真等は、業務終了後も当課ホームページ等において事業紹介などで使用するので、その旨出演者等に事前に承諾を得ること。また、イベント当日の写真等のデータ提供に協力すること。
- ・受託者が本業務を再委託しようとする場合は、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承諾を得なければならない。また、本業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。なお、再委託の範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決することとする。
- ・受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- ・自然災害や感染症の発生等、不測の事態が生じた場合は、県(当課)と協議すること。
- ・その他、委託業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上定める。